

令和6年第1回衣浦東部広域連合議会定例会

## 議案説明書

(令和6年2月20日提出分)



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	衣浦東部広域連合第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 3 号	衣浦東部広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 1



## 議案第 1 号

衣浦東部広域連合第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

地方自治法の一部改正等に伴い、条例の一部改正を行う必要があるため。

### 2 改正の概要

(1) 勤勉手当を導入するもの

(2) 期末手当の支給率を 100 分の 120 から 100 分の 122.5 に改めるもの

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日



新旧対照表

○衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年12月26日衣浦東部広域連合条例第6号)

新	旧
<p>衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 第1号会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u>並びに費用弁償を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった第1号会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(<u>次号</u>及び<u>第3号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して支給する。</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職</p>	<p>衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 第1号会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬<u>及び</u><u>期末手当</u>並びに費用弁償を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった第1号会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(<u>以下</u>「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して支給する。</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間</p>

新	旧																				
<p>期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第8条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) <u>勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった第1号会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日（第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。</u></p> <p>(2) <u>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。</u></p> <p>(3) <u>前号の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内の在職期間における報酬（規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額とする。</u></p> <p>(4) <u>勤勉手当は、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。</u></p>	在職期間	割合	6か月	100分の100	5か月以上6か月未満	100分の80	3か月以上5か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30	<p>の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	在職期間	割合	6か月	100分の100	5か月以上6か月未満	100分の80	3か月以上5か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6か月	100分の100																				
5か月以上6か月未満	100分の80																				
3か月以上5か月未満	100分の60																				
3か月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6か月	100分の100																				
5か月以上6か月未満	100分の80																				
3か月以上5か月未満	100分の60																				
3か月未満	100分の30																				



新	旧
<p>2 前項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第25条の規定の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。</p> <p>(退職者の報酬)</p> <p>第15条 退職中の第1号会計年度任用職員には、報酬は、支給しない。</p>	<p>(退職者の報酬等)</p> <p>第15条 退職中の第1号会計年度任用職員には、報酬及び<u>期末手当</u>は、支給しない。</p>



## 議案第 2 号

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部改正を行う必要があるため。

### 2 改正の概要

会計年度任用職員に対する勤勉手当の導入に伴い、育児休業をしている職員のうち、勤勉手当を支給する職員から会計年度任用職員を除外しないこととするもの

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日



(議案第 2 号参考資料)

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例 (平成 1 5 年 4 月 1 日衣浦東部広域連合条例第 1 2 号)

新	旧
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 給与条例第 2 5 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 給与条例第 2 5 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>



## 議案第 3 号

衣浦東部広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部改正を行う必要があるため。

### 2 改正の概要

別表第 1 中の、消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料を改める。

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日





(議案第3号参考資料)

新旧対照表

○衣浦東部広域連合手数料条例 (平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第21号)

新					旧				
別表第1 (第3条関係)					別表第1 (第3条関係)				
種類		単位	金額	徴収の時期	種類		単位	金額	徴収の時期
(略)					(略)				
消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料	(略)	1件につき	(略)	申請のとき	消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料	(略)	1件につき	(略)	申請のとき
	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>1,450,000</u>			危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>1,180,000</u>	
	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>1,720,000</u>			危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>1,410,000</u>	
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,920,000</u>	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,590,000</u>						

新				旧			
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>2,360,000</u>		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>1,950,000</u>	
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>2,740,000</u>		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>2,270,000</u>	
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>5,640,000</u>		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>4,550,000</u>	
危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋		<u>7,240,000</u>		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋		<u>5,820,000</u>	

新					旧				
	付特定屋外タンク貯蔵所					付特定屋外タンク貯蔵所			
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>8,790,000</u>			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		<u>7,070,000</u>	
	(略)		(略)			(略)		(略)	
(略)					(略)				